

TAHARA

2008-1 No.139

# 商工会だより



## 1月号 紙面紹介

- ・田原市商工会鈴木会長あいさつ P.1
- ・田原市鈴木市長あいさつ
- ・商工会各支部恵比寿講開催 P.2
- ・女性部コーナー
- ・労働問題講習会
- ・平成19年度税制改正のお知らせ P.3
- ・愛知県の産業別最低賃金改正のお知らせ P.4
- ・外国人雇用に関するお知らせ P.5
- ・パートタイマーの労務管理講座開催のご案内
- ・メタボリックシンドロームの解消・予防：禁煙編 P.6
- ・愛知県立東三河高等技術専門校からのお知らせ
- ・お店紹介コーナー P.7

# 新年のご挨拶



## 田原市商工会長 鈴木喜玄

平成20年の輝かしい新春を迎え謹んでお慶び申し上げます。  
日頃は商工会事業に対する深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、昨今の我が国経済は、一部に弱さがみられるものの、大企業を中心に回復基調を維持していると言われております。しかしながら我々中小・零細企業にはその実感がまったくありません。そればかりか、最近の原油・鉄鋼をはじめとする原材料の高騰が産業全体に広がり企業収益を圧迫し、家計に与える影響も非常に大きく、今後の消費動向の先行きに不安感が募っております。

政治においても多くの難題を抱えながら大きな変わり目を向かえ、将来に不安を抱くなかでの三位一体改革、市町村合併などの改革が進められました。今後はこれまで以上に地方再生を焦点に、疲弊した地方経済活性化への取り組みが進められることでしょう。

このような状況の中で当商工会は、夜店事業や市民まつりに協賛した華山の郷土ふれあいまつりを開催、中心市街地のまちづくりのための勉強会の開催、特産品の改良・改善や販路拡大の推進等の地域振興活動を行いました。又、商業経営セミナー並びに人材育成事業として土木施工管理者育成のための講習会等を実施すると共に、無料職業紹介事業等の労働問題に関する活動の実施、その他三河港関連事業及び産業幹線道路等の問題に関する検討のための諸会議等への参加など、何かと慌ただしいなかで1年が過ぎ去りました。

新しい年に計画されている主な事業としましては経営改善普及事業を中心に、中心市街地のまちづくりに関する支援や経営改善計画作成事業の実施等を計画しています。

今後の商工会は地域総合経済団体として、地域の活力ある再生を果たすための役割が求められてまいりますが、会員の皆様あつての商工会であることを念頭に掲げ会員サービスの充実並びに組織強化をはかり、低迷する中小・零細企業のこれからの進むべき道を模索してゆくと共に、地域社会全体から信頼、評価される存在となるための事業など積極的に取り組んでまいり所存であります。

最後に、会員の皆様方の今後益々のご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、益々のご繁栄とご健勝を心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶と致します。



## 田原市長 鈴木克幸

新年あけましておめでとうございます。輝かしい新春を迎え、田原市商工会の会員の皆様のご健勝、ご多幸を心からお喜び申し上げます。また、平素は商工業の振興と発展のために多大なご尽力をいただくとともに、市行政に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の経済は、緩やかな回復基調と言われておりますが、こうした景気回復は、企業間格差や地域間格差があるうえに、最近では原油や鉄鋼などの資源、原材料の高騰や海外との競争激化などにより、中小企業を取り巻く経営環境は依然

として厳しいものがございます。

こうした状況の中、本年は、市の将来都市像である「うるおいと活力あるガーデンシティ」を目指し、皆様と一緒に地域づくりを行う協働型自治の推進や行財政改革を推進し、市民の皆様が安心して暮らせる、個性豊かな地域づくりに取り組んでまいります。

また、引き続き、駅前整備や商工業の活性化、並びに臨海部の企業誘致活動への取り組みを一層積極的に進めて参りますので、ご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、平成20年が田原市商工会と会員の皆様にとりまして、明るく希望に満ちたすばらしい年となりますよう心からご祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。

## 商工会各支部の恵比寿講開催

- ◎北支部恵比寿講  
11月16日(金曜日)  
浦区ふれあいセンター
- ◎東支部恵比寿講  
11月17日(土曜日)  
めっくんはらす
- ◎西支部恵比寿講  
11月18日(日曜日)  
めっくんはらす
- ◎南支部恵比寿講  
11月19日(月曜日)  
レストランサーフィン
- ◎中支部忘年会  
11月25日(日曜日)  
大谷屋旅館



## 女性部

### 【街頭交通安全キャンペーン活動】

日 時 平成19年12月7日(金)

午後2時～

場 所 神戸大坪信号

内 容 田原警察署と田原市交通安全推進協議会の協力を頂き、常任委員が信号で停車した運転手に啓蒙品を配布しながら交通安全を呼びかけました。



### 【平成19年年末の交通安全県民運動への参加】

日 時 平成19年12月10日(月)

午前7時30分～

場 所 新清谷信号

JA愛知みなみ赤羽根北信号付近

内 容 部員が道路沿いに立ち、交通安全への意識付けをしました。



## 労働問題講習会

12月12日(水)田原市商工会館2階研修室に於いて労働問題講習会を開催し18名の参加がありました。豊橋公共職業安定所杉浦久夫適用課長より雇用保険の概要・手続と10月1日改正の雇用保険法と雇用対策法について説明を受けました。



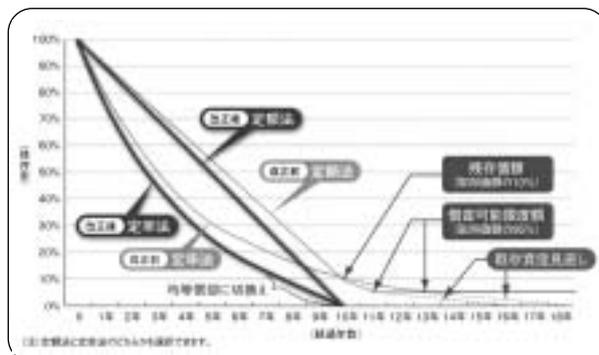
# 平成19年度税制改正のお知らせ

## ● 平成19年度税制改正の主な点

### ・減価償却制度

#### (1) 償却可能限度額及び残存価額の廃止

平成19年4月1日以後に取得する新規取得資産について償却可能限度額と残存価額を廃止し、耐用年数経過時に1円まで償却できるようにするとともに、定率法の算定方法として、250%定率法を導入します。平成19年3月31日以前に取得した既存資産について、償却可能限度額まで償却した後、5年間で1円まで均等償却ができるようになります。



#### (2) 法定耐用年数の見直し

次の3つの設備について、法定耐用年数を短縮します。

	改正前	改正後
フラットパネルディスプレイ製造設備	10年	5年
フラットパネル用フィルム材料製造設備	10年	5年
半導体用フォトリソト製造設備	8年	5年

## ● 本年度改正され平成20年分以後適用

### ・住宅借入金等特別控除の控除額の特例の創設

(1) 税源移譲の実施に伴う対応として、現行の住宅借入金等特別控除の効果を確保する観点から、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に住宅を居住の用に供した場合の特例が設けられました。(現行の特別控除との選択適用)

(2) 特定のバリアフリー改修工事を含む増改築等を行った住宅を平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住の用に供した場合の特例が設けられました。また、一定のバリアフリー改修工事が現行の特別控除及び上記(1)の特例の対象となる増改築等の範囲に加えられました。

## ● 前年度以前に改正され本年より適用

### ・定率減税の廃止・所得税の税率改正

#### (1) 定率減税の廃止

平成11年分以後の所得税に対して実施されていた定率減税については、平成18年分の所得税について2分の1に縮減されるとともに同年分をもって廃止され、平成19年分以後の所得税については適用がありません。

#### (2) 所得税の税率改正

国税(所得税)から地方税(住民税)への税源移譲が行われたこと等を踏まえ、平成19年分の所得税から税率構造が5%~40%の6段階となっています。

年末調整のための所得税額の速算表

改正後(平成19年分から)		改正前(平成18年分まで)	
課税給与所得金額又は課税退職所得金額(A)	税額	課税給与所得金額又は課税退職所得金額(A)	税額
195万円以下	(A) × 5%	330万円以下	(A) × 10%
195万円超 330万円以下	(A) × 10% - 97,500円	330万円超 900万円以下	(A) × 20% - 33万円
330 " 695 "	(A) × 20% - 427,500円		
695 " 900 "	(A) × 23% - 636,000円	900 " 1,800 "	(A) × 30% - 123万円
900 " 1,800 "	(A) × 33% - 1,536,000円		
1,800 "	(A) × 40% - 2,796,000円	1,800 "	(A) × 37% - 249万円

(※) イ (A)の金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ロ 課税給与所得金額が16,920,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

### ・地震保険料控除の創設

損害保険料控除が改組され、損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等の合計額(最高5万円)を総所得金額等から控除する地震保険料控除とされました。また、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等については経過措置が適用されます。

詳しくは豊橋税務署(☎0532-52-6201)へお問い合わせください。

# 愛知県の産業別最低賃金改正のお知らせ

～12月16日から改正されました～

愛知県内の特定の産業に適用される8業種の産業別最低賃金が、平成19年12月16日から改正となりました。

今回の改正により、10月25日に改正されている「愛知県最低賃金」と併せ、愛知県の最低賃金(1時間あたりの金額)は、次のとおりになります。

最低賃金名	最低賃金額 (時間額)	発効日
-------	----------------	-----

(地域別最低賃金)

愛知県最低賃金	714円	平成19年10月25日
---------	------	-------------

(産業別最低賃金)

愛知県染色整理業最低賃金	723円	平成19年12月16日
愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金	834円	
愛知県一般機械器具製造業最低賃金	815円	
愛知県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金	779円	
愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金	820円	
愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金	770円	
愛知県各種商品小売業最低賃金	770円	
愛知県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金	800円	

(留意事項)

- 最低賃金は、事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどすべての労働者に適用され、事業主は雇用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 賃金が時間給以外(月給、日給等)で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金と比較します。
- 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。  
臨時に支払われる賃金(結婚手当等) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)  
時間外労働・休日労働に対する賃金 深夜労働に対する割増賃金 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の適用除外制度があります。

詳しくは、愛知労働局労働基準部賃金課(☎052-972-0257)、愛知労働局ホームページ(<http://www.aichirodo.go.jp/>)、または最寄りの労働基準監督署(☎0532-54-1191)にお尋ね下さい。

## 外国人雇用に関するお知らせ

外国人を雇用する場合のルールが新しくなりました。  
(平成19年10月1日から)

改正雇用対策法(平成19年10月1日施行)

～外国人が、在留資格の範囲内で、その能力を有効発揮しながら適正に就労できるよう、外国人雇用に関する基本ルールを整備～

### 1. 外国人雇用状況の届出(義務化)

外国人(特別永住者を除く。)の雇入れ・離職の際、その氏名、在留資格等を届け出てください。ハローワークでは、これに基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を効果的に行います。

### 2. 雇用管理の改善等に関する指針の作成

事業主の方が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容等を指針として整理しました。これに沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

### 3. 不法就労の防止

1の届出に当たり、事業主の方が在留資格等を確認すること等により、不法就労の防止が図られます。

厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所

## パートタイマーの労務管理講座開催のご案内

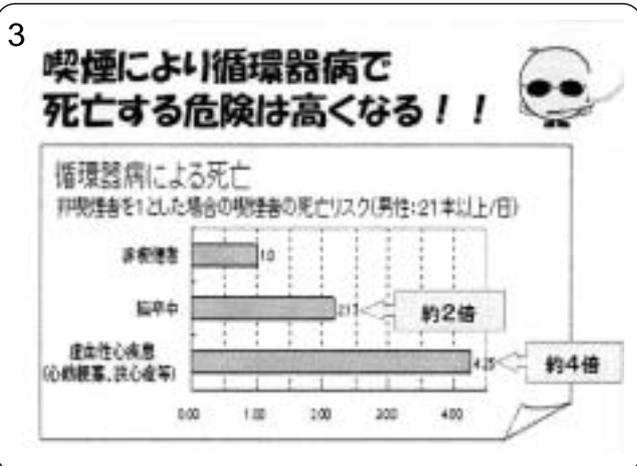
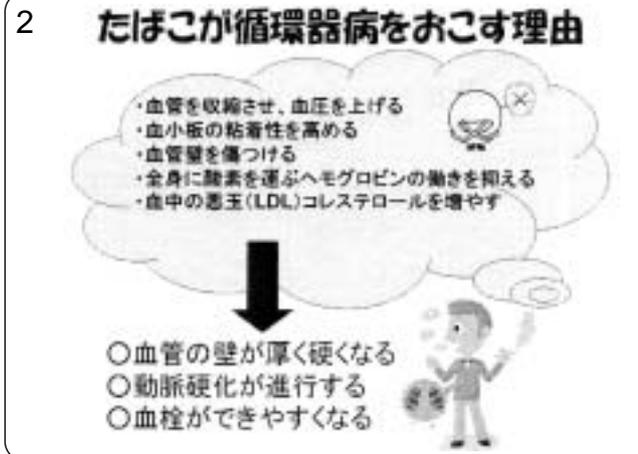
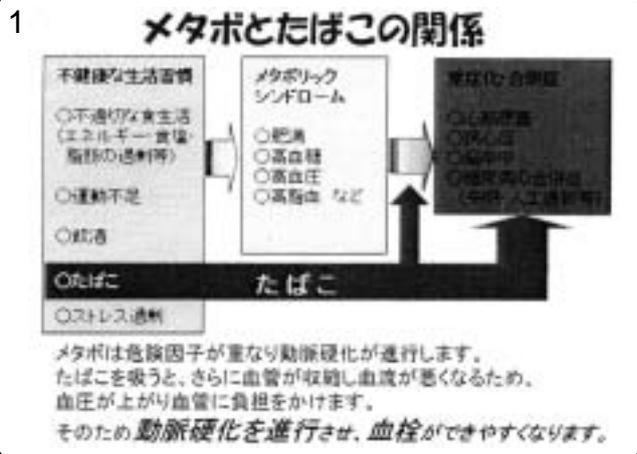
パートタイム労働法が改正され、平成20年4月に施行されます。本講座では専門家をお招きして、法律の改正、及びフルパート労働者を含めた労務管理についてセミナーを開催します。労務担当者をはじめ興味のある方が対象です。

日 時 平成20年1月29日(火)午後2時～4時まで  
場 所 愛知県東三河総合庁舎2階大会議室  
豊橋市八町通五丁目4 ☎0532-54-5111  
講 師 西川幸孝氏(株式会社ビジネスリンク代表取締役)  
受講料 無料  
主 催 愛知県東三河事務所

[お問い合わせ・お申込み先]

愛知県東三河事務所産業労働課労政グループ ☎0532-54-2582

## メタボリックシンドロームの解消・予防：禁煙編



4 **いまずぐ禁煙を！！**

喫煙は単なる嗜好や習慣ではなく、**ニコチン依存症**という「繰り返し治療が必要な慢性的な病気」です。

禁煙をサポートする機関の紹介

○田原市の禁煙教室(1～3月に開催予定)  
 ※田原市健康課等へおたずねください。

○禁煙サポーターズ(禁煙支援実施医療機関データベース)  
<http://www.pref.aichi.jp/kenkotaisaku/tobacco/supporters/supporters.html>

豊川保健所田原支所  
 地域保健グループ  
 ☎0531 - 22 - 1238

## 愛知県立東三河高等技術専門校からのお知らせ

### 職業訓練生募集のご案内

- 募集科名 金属加工科・木材工芸科・住宅デザイン科・造園科  
 募集定員 各科30名  
 応募資格 職業を転換しようとする方等で、中学校卒業以上又はこれと同等以上の学力を有する方  
 募集期間 平成20年1月8日(火)～2月15日(金)まで  
 選考日 平成20年3月4日(火)  
 選考方法 面接試験  
 経費 受験料、授業料は無料

#### [お問い合わせ・お申込み先]

愛知県立東三河高等技術専門校 ☎0533 - 93 - 2018  
 〒441 - 1231 豊川市一宮町上新切33 - 4

# お店紹介コーナー

## 『大松屋食堂』

場 所 田原市高松町  
 T E L 45-2301  
 定休日 毎週水曜日・第3木曜日  
 営業時間 午前10時～午後3時  
 午後5時～午後7時



皆様に愛され41年！

新年明けましておめでとうございます。

月日のたつのは早いもので昭和42年2月ロングビーチ入口で小さな食堂を始め皆様に愛され41年。安い・早い・うまい・ボリューム満点を常に心がけて参りました。おふくろの味のいな料理ですが、安心・安全な食材を使い、真心こめてつくっています。

これからも皆様に愛されるようスタッフ一同頑張りますのでよろしくお願い致します。

皆様のご来店心よりお待ちしております。



## 田原で一番古い喫茶店です！

渥美農校前にお店を構え、創業は昭和42年と田原で1番古い喫茶店です。ジャズ仲間・アンティーク仲間・釣り仲間でいつもカウンター席はにぎわっています。店内BGMにはジャズがいつも流れ、アンティークな照明と合わせゆったりと落ち着いた大人のムードを作り出しています。お気軽にお立ち寄りいただき、くつろぎの一時をじっくりお楽しみ下さい。



## 『田原ドライブイン』

場 所 田原市加治町  
 T E L 22-0917  
 定休日 毎週月曜日  
 営業時間 午前7時～午後10時



### お店紹介 コーナーの 掲載募集

“お店紹介コーナー”では、紹介して欲しいお店を募集しています。「新しくしたお店」、「あのお店はすばらしいから皆様に知って欲しい」等自薦他薦は問いませんので、広報委員又は商工会までご連絡下さい。ご連絡頂いたお店(商工会員に限る)を委員会にて検討の上、取材にお伺いし“商工会だより”に順次掲載いたします。

この広報誌は、再生紙を使用しています。